

21 執行部の反問権

【21-1】執行部の反問権の規定状況

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を 条例や規則などで 規定している	執行部の反問権を 限定(質問趣旨確認等) して条例や規則などで 規定している
5万人未満 273	118 (43.2%)	69 (25.3%)
5~10万人未満 255	110 (43.1%)	72 (28.2%)
10~20万人未満 156	61 (39.1%)	41 (26.3%)
20~30万人未満 46	13 (28.3%)	11 (23.9%)
30~40万人未満 28	5 (17.9%)	9 (32.1%)
40~50万人未満 22	7 (31.8%)	8 (36.4%)
50万人以上 15	5 (33.3%)	1 (6.7%)
指定都市 20	1 (5.0%)	12 (60.0%)
全市 815	320 (39.3%)	223 (27.4%)

【21-2】執行部の反問権の根拠規定

(平成30年12月31日現在)(単位:市の数)

人口段階別	議会基本 条例	会議規則	要綱や 申合せ	その他
5万人未満 187	156 (83.4%)	9 (4.8%)	17 (9.1%)	5 (2.7%)
5~10万人未満 182	141 (77.5%)	11 (6.0%)	25 (13.7%)	5 (2.7%)
10~20万人未満 102	81 (79.4%)	6 (5.9%)	10 (9.8%)	5 (4.9%)
20~30万人未満 24	20 (83.3%)	0 (0%)	3 (12.5%)	1 (4.2%)
30~40万人未満 14	10 (71.4%)	0 (0%)	4 (28.6%)	0 (0%)
40~50万人未満 15	12 (80.0%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	1 (6.7%)
50万人以上 6	5 (83.3%)	0 (0%)	0 (0%)	1 (16.7%)
指定都市 13	12 (92.3%)	0 (0%)	1 (7.7%)	0 (0%)
全市 543	437 (80.5%)	27 (5.0%)	61 (11.2%)	18 (3.3%)

各割合は、執行部の反問権(質問趣旨確認等の限定を含む)を規定している543市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-3】執行部の反問権の行使状況

(平成30年1月1日～12月31日)(単位:市の数)

人口段階別	執行部の反問権を行使した
5万人未満 273	52 (19.0%)
5～10万人未満 255	49 (19.2%)
10～20万人未満 156	30 (19.2%)
20～30万人未満 46	5 (10.9%)
30～40万人未満 28	5 (17.9%)
40～50万人未満 22	6 (27.3%)
50万人以上 15	2 (13.3%)
指定都市 20	4 (20.0%)
全市 815	153 (18.8%)

【21-4】執行部の反問権を行使した会議の種類

(平成30年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	本会議	委員会	協議等の場	事実上の会議	その他
5万人未満 52	45 (86.5%)	16 (30.8%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
5～10万人未満 49	48 (98.0%)	16 (32.7%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
10～20万人未満 30	28 (93.3%)	15 (50.0%)	2 (6.7%)	0 (0%)	0 (0%)
20～30万人未満 5	5 (100%)	3 (60.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
30～40万人未満 5	4 (80.0%)	2 (40.0%)	1 (20.0%)	0 (0%)	0 (0%)
40～50万人未満 6	4 (66.7%)	3 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
50万人以上 2	2 (100%)	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)
指定都市 4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (50.0%)
全市 153	138 (90.2%)	58 (37.9%)	3 (2.0%)	0 (0%)	2 (1.3%)

各割合は、執行部の反問権を行使した153市の人口段階別の市数を基準としている。

【21-5】執行部の反問権を行使した対象

(平成30年1月1日～12月31日、複数回答)(単位:市の数)

人口段階別	市長提出の 議案等	議員・委員会 提出の議案等	請願・陳情等 の市民提案	一般質問	その他
5万人未満 52	13 (25.0%)	0 (0%)	0 (0%)	42 (80.8%)	3 (5.8%)
5～10万人未満 49	18 (36.7%)	2 (4.1%)	1 (2.0%)	42 (85.7%)	1 (2.0%)
10～20万人未満 30	15 (50.0%)	1 (3.3%)	0 (0%)	26 (86.7%)	2 (6.7%)
20～30万人未満 5	2 (40.0%)	0 (0%)	0 (0%)	3 (60.0%)	1 (20.0%)
30～40万人未満 5	2 (40.0%)	0 (0%)	1 (20.0%)	4 (80.0%)	0 (0%)
40～50万人未満 6	3 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (66.7%)	0 (0%)
50万人以上 2	1 (50.0%)	0 (0%)	0 (0%)	2 (100%)	0 (0%)
指定都市 4	2 (50.0%)	1 (25.0%)	1 (25.0%)	2 (50.0%)	3 (75.0%)
全市 153	56 (36.6%)	4 (2.6%)	3 (2.0%)	125 (81.7%)	10 (6.5%)

各割合は、執行部の反問権を行使した153市の人口段階別の市数を基準としている。